

たばこ税の活用による分煙環境の整備推進に関する意見書

国内における近年のたばこを取り巻く環境については、健康増進法の改正や複数年にわたるたばこ税増税の影響などにより年々厳しさを増す状況である。中でも、喫煙場所に関しては、地方自治体においても国の規制の動向に合わせて様々な条例が制定され、減少に繋がる規制が進展している状況である。

国内の喫煙者率は年々減少傾向にあるが、健康増進法の趣旨が禁煙を強要するものではなく、たばこがたばこ事業法で規定された合法の嗜好品であることを鑑みると、非喫煙者だけでなく喫煙者への配慮も重要となる。また、たばこ税は、年間約2兆円を上回る国、地方の貴重な財源となっており、地方たばこ税としては年間約1兆円もの額となっている。

令和4年1月には、総務省自治税務局事務連絡において「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されている。

そこで、健康増進法の趣旨である「望まない受動喫煙の防止」という観点から喫煙者、非喫煙者の双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現と推進を図るために、分煙環境整備に向けて、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 望まない受動喫煙の防止に向け、公共施設等における屋外分煙施設の一層の整備を図るよう、地方公共団体へ促すこと。
- 2 たばこ税を公共施設等における喫煙場所整備に活用できる制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年3月17日

豊田市議会